

そのお水・・・ 本当に安全・安心ですか？

子を持つ親としては我が子の預け先である保育園の衛生面は気になるところです。こどもたちの手洗い、うがいからお掃除、お昼ご飯の調理まで、園内で幅広く使われるお水の現状を確認するための検査をおすすめします。



検査をすることで私たちにどんなメリットがあるの?
私たちだってちゃんと衛生面に気を遣っているわ！



意外と知らない水タンクの現状

沖縄県や各市町村では、徹底した水質管理を行うことで県民へ安全な安心できるお水を供給していますが、どんなに良いお水が供給されても、最後に貯める水タンクの維持管理が悪いと衛生的な問題が生じます。例えば台風などでタンクの蓋が外れたまま使用してしまい、雨水や虫などの小動物が容易に入ってしまうこともあります。水タンクの適切な管理を行い、蛇口から出る水を衛生的に保つことで、食中毒などの事故を未然に防ぐことができます。

水タンクを適切に管理することは設置者の責任です！



こんなタンクからの
お水を使ってるの?!



私たちのタンクは大丈夫かな…?



配管からも汚染の可能性があるんです

水タンクに入ったお水は施設内の配管を通って蛇口から出てきます。実際に蛇口から出てくるお水の安全性を確認するのが水質検査です。水タンクの検査と併せて行うことで、安全で安心なお水をこどもたちのもとへ届けることができます。

沖縄県や那霸市では保育園などの法人監査の際に、水タンクの検査について実施状況を確認しています。ご質問などございましたら、まずは、お気軽にご連絡下さい。また、弊社は水タンクの検査と併せて水質検査についてもご提案しています。2つの検査を併せて実施することで、水タンクの維持管理状況と蛇口からの水質両面で**安全・安心**を保護者へ示すことができます。施設の衛生的付加価値を高めるための検査を受けられてはいかがでしょうか。





よくあるご質問について



・Q1.水タンクの検査を受ける必要があるの？

A. 10m³を超える水タンクは、簡易専用水道として位置づけられ、一年以内に1回検査を受ける必要があります。10m³以下の水タンクは、水道法に基づく検査は定められていませんが、沖縄県の簡易専用水道取扱要領や那覇市水道給水条例など市町村が定める条例等に簡易専用水道に準ずる管理を行うよう記載されています。努力義務ではありますが、受検義務のある簡易専用水道施設と異なるのは水タンクの大きさだけです。
水タンクの検査は、維持管理が適切に行われているかどうかを設置者や管理者のみなさまに把握してもらうための検査なので、水タンクの大きさにかかわらず検査を受けられることを推奨します。

・Q2.水タンクの検査と水質検査は何が違うの？

A. 水質検査は実際に蛇口から出てくるお水の安全性を確認する検査です。
水タンクの検査にも水質検査は含まれていますが、一般細菌や大腸菌などより詳細な水質検査の項目は含まれていません。そこで、学校保健安全法に明記されている「児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められている「学校環境衛生基準」の水質項目を準用した水質検査をお薦めしています。

・Q3.検査時間はどれくらいかかるの？

A. 水タンクの数によって多少の差異はありますが、概ね1時間程度です。

・Q4.検査中は施設内で水の使用は出来ないの？

A. 水の使用は可能です。断水はありません。

・Q5.水タンクの清掃は毎年行う必要があるの？

A. 10m³を超える水タンク（簡易専用水道）の場合は、水道法に基づいて一年以内に1回、水タンクの清掃を行う必要があります。10m³以下の水タンクは、市町村が定める給水条例などに一年以内に1回、水タンクの清掃を行うよう記載されています。水タンクの底面部に赤さびが沈積したり、側面に水垢がこびりついたりするので、水タンクの清掃は、一年以内に1回行って下さい。

名 称：一般財団法人沖縄県環境科学センター 住 所：沖縄県浦添市字経塚 720 番地

T E L：(代表) 098-875-1941 (直通) 098-875-5209 / F A X：098-875-1943

主な業の登録・許可の状況

- ・水道法第20条第3項の規定に係る登録水質検査機関として厚生労働大臣登録
(登録番号第50号 平成25年3月31日更新)

- ・水道法第34条の2第2項の規定に係る登録簡易専用水道検査機関として厚生労働大臣登録
(登録番号第48号 平成25年3月31日更新)

- ・水道質検査優良試験所規範（水道GLP）の認定を受ける
(認定番号：JWWA-GLP084 平成28年4月23日更新)

- ・食品衛生法第26条第1、第2、第3項の規定に係る厚生労働大臣登録検査機関登録
(厚生労働省発九厚第0130003号) 平成26年2月3日更新



参考資料 関連法令（一部抜粋）

【水道法】

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

【水道法施行令】

第五十五条 法第三十四条の二第一項 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第五十六条 法第三十四条の二第二項 の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

【飲用井戸等衛生対策要領】

3. 対象施設

3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽を有する施設（以下「小規模受水槽水道」という。）

4. 衛生確保対策

2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

② 飲用井戸等の検査

エ. 設置者等が小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2 第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

【簡易専用水道取扱要領】

第14 保健所長は、簡易専用水道以外の貯水槽水道（受水槽容量が10立方メートル以下のものを指す。）についても、本要領に準ずる管理を行うよう指導するものとし、次にあげる施設については、特に 指導するものとする。

1 学校、病院等の公共性の高い施設

2 旅館、飲食店等の多数の人による利用頻度が高い施設

3 複数の貯水槽水道において同一の管理者が管理していると認められる施設

【那覇市水道給水条例】

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定によりその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない